

岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金

Q & A

1. 岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金について … 2
2. 支援金の支給対象施設について …10
3. 申請方法について …15
4. その他 …17

1. 岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金について

Q. 1 この支援金の目的は何ですか。

物価高騰の長期化を受け、患者、利用者等に負担を転嫁できない医療機関、福祉施設等において光熱水費や食料費などの運営経費負担が増大していることから、安全・安心で質の高いサービスや医療の提供、公衆衛生の維持を可能とするためその影響額の全部又は一部を支援金として支給するものです。

Q. 2 支給額はいくらになりますか。

施設の種類によって支給額は異なります。

基準額と年間施設運営費増加額を比較し、少ない方の額を支給します。なお、支援金の申請は1施設1回限りです。

①年間施設運営費増加額が150,000円、基準額が45,000円の場合

→基準額45,000円を支給

②年間施設運営費増加額が40,000円、基準額が45,000円の場合

→運営費増加額40,000円を支給（1万円未満切捨て）

・基準額とは？

→次の表をご確認ください。

施設区分によっては、各種病床（定員）加算も設けております。

Q. 3 施設運営費とは何ですか。対象外となる費用は何ですか。

施設運営費とは、光熱水費、食糧費、燃料費のことを指します。人件費、機器・備品購入費、施設整備費等は対象経費とはなりません。

年間施設運営費増加額の算出方法はQ4をご覧ください

別表

施設種別		施設形態		施設区分	基準額	
01	医療施設等	01	医療施設	01	病院（高度救命救急センター） ・ICU 病床加算 ・高度急性期病床加算 ・その他病床加算	基本額 300 万円 16 万円／1 床 3.2 万円／1 床 8 千円／1 床
				02	病院（救命救急センター、 周産期母子医療センター） ・ICU 病床加算 ・高度急性期病床加算 ・その他病床加算	基本額 200 万円 16 万円／1 床 3.2 万円／1 床 8 千円／1 床
				03	病院（その他 200 床以上） ・ICU 病床加算 ・高度急性期病床加算 ・その他病床加算	基本額 150 万円 16 万円／1 床 3.2 万円／1 床 8 千円／1 床
				04	病院（100 床以上 200 床未満） ・その他病床加算	基本額 40 万円 8 千円／1 床
				05	病院（100 床未満） ・その他病床加算	基本額 20 万円 8 千円／1 床
				06	有床診療所（19 床以下） ・その他病床加算	基本額 5 万円 8 千円／1 床
				07	無床診療所	4.5 万円
				08	歯科診療所	4.5 万円
		02	関係施設	09	助産所（分娩取扱施設のみ）	3 万円
				10	指定訪問看護ステーション	
				11	歯科技工所	
				12	施術所（あんま・はり・き ゆう・柔道整復）	
		02	薬局	01	その他	01
03	保育所等	01	通所施設	01	保育所	12 万円
				02	幼稚園（施設型給付を受けて いるもののみ）	
				03	幼稚園型認定こども園	
				04	保育所型認定こども園	
				05	幼保連携型認定こども園	

03	保育所等	01	通所施設	06	地域型保育事業	12万円
				07	認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を目的とするものを除く）	
				08	放課後児童クラブ	
04	児童養護施設等	01	入所施設	01	児童養護施設 ・定員加算	基本額 20万円 8千円/1定員
				02	児童心理治療施設 ・定員加算	
				03	乳児院 ・定員加算	
				04	地域小規模児童養護施設 ・定員加算	
				05	ファミリーホーム ・定員加算	
				06	自立援助ホーム ・定員加算	
		02	その他	01	里親	3万円
05	障害福祉施設等	01	入所施設	01	施設入所支援 ・定員加算	基本額 20万円 8千円/1定員
				02	共同生活援助(100人以上 200人未満) ・定員加算	基本額 40万円 8千円/1定員
				03	共同生活援助(100人未満) ・定員加算	基本額 20万円 8千円/1定員
				04	福祉型障害児入所施設 ・定員加算	基本額 20万円 8千円/1定員
				05	医療型障害児入所施設 (200人以上) ・定員加算	基本額 150万円 8千円/1定員
				06	医療型障害児入所施設 (100人以上 200人未満) ・定員加算	基本額 40万円 8千円/1定員
				07	医療型障害児入所施設 (100人未満) ・定員加算	基本額 20万円 8千円/1定員

05	障害福祉施設等	01	入所施設	08	短期入所 ・定員加算（専用床のみ）	基本額 20 万円 8 千円／1 定員
				09	救護施設 ・定員加算	基本額 20 万円 8 千円／1 定員
				01	療養介護	12 万円
		02	生活介護			
		03	自立訓練(生活・機能)			
		04	宿泊型自立訓練			
		05	就労移行支援			
		06	就労継続支援 A 型			
		07	就労継続支援 B 型			
		08	児童発達支援 (福祉型・医療型)			
		09	放課後等デイサービス			
		10	授産施設			
		03	その他	01	居宅介護	3 万円
				02	重度訪問介護	
				03	同行援護	
04	行動援護					
05	就労定着支援					
06	自立生活援助					
07	居宅訪問型児童発達支援					
08	保育所等訪問支援					
09	計画相談支援					
10	地域移行支援					
11	地域定着支援					
12	障害児相談					
06	高齢者施設等	01	入所施設	01	介護老人福祉施設 (100 人以上) ・定員加算	基本額 40 万円 8 千円／1 定員
				02	介護老人福祉施設 (100 人未満) ・定員加算	基本額 20 万円 8 千円／1 定員

06	高齢者施設 等	01	入所施設	03	介護老人保健施設 (100人以上) ・定員加算	基本額 40 万円 8 千円/1 定員
				04	介護老人保健施設 (100人未満) ・定員加算	基本額 20 万円 8 千円/1 定員
				05	介護医療院 (100人以上) ・定員加算	基本額 40 万円 8 千円/1 定員
				06	介護医療院 (100人未満) ・定員加算	基本額 20 万円 8 千円/1 定員
				07	介護療養型医療施設 (100人未満) ・定員加算	基本額 20 万円 8 千円/1 定員
				08	短期入所生活介護 ・定員加算 (専用床のみ)	基本額 20 万円 8 千円/1 定員
				09	短期入所療養介護 ・定員加算 (専用床のみ)	基本額 20 万円 8 千円/1 定員
				10	特定施設入居者生活介護 (100人以上) ※ ・定員加算	基本額 40 万円 8 千円/1 定員
				11	特定施設入居者生活介護 (100人未満) ※ ・定員加算	基本額 20 万円 8 千円/1 定員
				12	認知症対応型共同生活介護 ・定員加算	基本額 20 万円 8 千円/1 定員
				13	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 ・定員加算	基本額 20 万円 8 千円/1 定員
				14	地域密着型特定施設入居者 生活介護 ※ ・定員加算	基本額 20 万円 8 千円/1 定員
				15	養護老人ホーム (100人以上) ・定員加算	基本額 40 万円 8 千円/1 定員

06	高齢者施設等	01	入所施設	16	養護老人ホーム (100人未満) ・定員加算	基本額 20 万円 8 千円/1 定員
				17	軽費老人ホーム (100人以上) ・定員加算	基本額 40 万円 8 千円/1 定員
				18	軽費老人ホーム (100人未満) ・定員加算	基本額 20 万円 8 千円/1 定員
		02	通所施設	01	通所介護	12 万円
				02	通所リハビリテーション	
				03	小規模多機能型居宅介護	
				04	看護小規模多機能型居宅介護	
				05	認知症対応型通所介護	
				06	地域密着型通所介護	
		03	その他	01	訪問介護	3 万円
				02	訪問入浴介護	
				03	訪問看護	
				04	夜間対応型訪問看護	
				05	訪問リハビリテーション	
				06	居宅療養管理指導	
07	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護					
08	居宅介護支援					
09	福祉用具貸与					

※ 養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。また、規模判断及び定員加算は、特定施設として指定を受けた定員とする。

Q. 4 年間施設運営費増加額、申請額の算出方法について教えてください。

1 【令和4年4月1日以前に運営を開始した施設】

○原則として、4月1日から11月30日までの施設運営費を令和3年度と令和4年度で比較し、その差額を年間換算（8分の12）したものを年間施設運営費増加額とします。

（例）医療施設等 無床診療所 基準額 45,000円 の場合

（R3.4.1～R3.11.30の実績額）（単位：円）

98,250	99,000	101,740	110,930	115,610	107,200	98,580	87,000
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

＜令和3年運営費合計(A)＞ 818,310円

（R4.4.1～R4.11.30の実績額）（単位：円）

99,990	103,550	121,140	140,050	146,280	134,440	120,080	101,470
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

＜令和4年運営費合計(B)＞ 967,000円

$(B) - (A) = 967,000 - 818,310 = 148,690$ 円

年間施設運営費増加額 = $148,690 \times 12/8 = 223,035$ 円

年間施設運営費増加額(223,035円) > 基準額(45,000円)のため、
支給額は、**45,000円**となります。

※施設運営費とは、光熱水費、食料費、燃料費です。人件費、機器・備品購入費、施設整備費等は対象経費とはなりません。電気代のみで基準額を超えた場合は燃料費、食糧費等の計上は不要です。

2 【令和4年4月2日以降に運営を開始した施設】

○令和4年4月2日から令和4年12月1日までの間に運営を開始した施設については、運営開始日から申請日までの任意の一月の施設運営費と別の一月における施設運営費との差額を、営業開始月から令和5年3月までの月数を掛けた額を、物価高騰による施設運営費の年間増加相当額とします。なお、運営開始から2月を経過していない場合、令和3年12月から令和4年3月までの間に運営開始した施設は、コールセンターまでお問い合わせください。

(例) 障害福祉施設等 療養介護 運営開始 (令和4年8月1日(月))

基準額 120,000 円

(R4. 8. 1～R4. 12. 31 の実績額) (単位:円)

127,000	132,770	125,970	130,690	121,550
8月	9月	10月	11月	12月

○9月 (一番金額が大きい月) 132,770 (A)

○12月 (一番金額が少ない月) 121,550 (B)

(A) - (B) = 132,770 - 121,550 = 11,220 円

○営業開始月(令和4年8月)から令和5年3月までの月数 8ヶ月

11,220 × 8ヶ月 = 89,760 円

年間施設運営費増加額(89,760 円) < 基準額(120,000 円)のため、支給額は、80,000 円となります。(1万円未満切捨て)

Q. 5 支給された支援金の用途制限はありますか。

用途制限はありません。なお、実績の報告等も必要ありません。

ただし、支援対象経費について帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、今後5年間保存しておいてください。

Q. 6 支援金は税の対象となりますか。

対象となります。詳しくは、税務署等にお問い合わせください。

2. 支援金の支給対象施設について

Q. 7 どのような施設が対象となりますか。

以下の2点を満たす施設が対象となります。

- ・所在地が岡山県内にあるQ2の一覧に区分が該当する医療・福祉施設等で、令和4年12月1日以前に運営を開始し、今後も事業を継続する意思があるもの。
- ・物価高騰により光熱水費、食糧費及び燃料費の年間施設運営費増加額が前年度に比べ1万円以上となる施設。

【以下の施設は対象となりません。】

1. 令和4年12月2日以降に運営を開始した施設。
2. 国、県又は市町村が普通会計で設置し運営する施設。
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。
4. 申請日において県税に滞納がある者。
5. 上記のほか、本支援金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が認めたもの（Q8～Q13関係）

Q. 8 休止中の事業所は対象となりますか。

令和4年12月1日時点で休止中の事業所については支援金の対象とはなりません。

Q. 9 現在は岡山県内で事業を行っていますが、数か月後には廃業予定です。この場合支援金対象となりますか。

対象外となります。

支援金の受給は、申請日時点で引き続き岡山県内で事業を継続する意思があることが前提ですが、申請後、予期していなかった理由により廃業、休止となった場合には返還の必要はありません。

Q. 10 令和5年1月に施設を立ち上げたが、補助対象となりますか。

申請可能対象を令和4年12月1日以前に運営を開始した施設としているた

め、対象外となります。

Q. 1 1 無認可施設は対象となりますか。

次については対象となりません。詳細はお問い合わせください。

- ・病院及び医科・歯科診療所（保険医療機関の指定を受けていないもの）
- ・助産所（令和4年度において分娩取扱実績のないもの）
- ・歯科技工所（保険医療機関指定のない医療機関等を主な取引先とするもの）
- ・施術のための独立した専用施設（ビルの一室等を施術のために占有しているものを含む。）を持たない、又は令和4年度において公的医療保険（療養費）の対象となる施術の実績がない施術所（あんま・はり・きゅう・柔道整復）
- ・薬局（保険薬局の指定を受けていないもの）
- ・保育所等子育て支援施設のうち、行政当局の確認や届出がされていないもの
- ・福祉施設（障害・高齢）のうち、行政当局の指定、届出が無いもの

Q. 1 2 保育所等について、対象外となるものがありますか。

次については対象となりません。詳細はお問い合わせください。

- ・子ども・子育て支援法第31条第1項に基づく市町村長の確認を受けていない保育所、幼稚園、認定こども園
- ・子ども・子育て支援法第43条第1項に基づく市町村長の確認を受けていない地域型保育事業
- ・児童福祉法第59条の2第1項の届出を行っていない認可外保育施設（なお、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を目的とする認可外保育施設については、届出を行っているものも対象外とする）
- ・子ども・子育て支援法第59条に基づき市町村が実施する地域・子ども子育て支援事業に該当しない放課後児童クラブ

Q. 1 3 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者専用住宅は支援の対象にならないのですか。

この支援金は、公定価格により費用等が設定されている事業所などを対象に支援を行うものであり、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及び、サービス付き高齢者専用住宅は支援の対象としていません。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム及び、サー

ビス付き高齢者専用住宅にあっては、特定施設入居者生活介護の指定を受けた定員数により支援を行います。

Q. 14 施設や事業所は岡山県内にあるものの、本社が岡山県内にはない場合は対象となりますか。

本社が岡山県外にあって、岡山県内を所在地とする施設が存在する場合、当該施設分については支給対象となります。ただし、県外に所在する施設分については、本支援金の対象外です。

Q. 15 市町村や他団体にて物価高騰対策の支援金を受給している（受給予定）がこの度の支援金を申請することは可能ですか。

可能です。

ただし、本支援金を受給した場合に市町村や他団体の給付金を受けることができるか否かは、各市町村等の支給要件をご確認ください。

Q. 16 みなし指定を受けている事業所種別でも申請ができますか。

みなし指定を受けている事業所については支援金の申請の対象外です。一般指定を受けている方の区分で申請してください。

例1 医療機関で一般指定、介護事業所でみなし指定 → 医療機関で申請

例2 介護事業所で一般指定、医療機関でみなし指定 → 介護事業所で申請

例3 医療機関で一般指定、介護事業所で一般指定 → 両方申請可能（※）

※経理が明確に分かれており、それぞれ運営費増加額が算出できることが条件

Q. 17 介護予防サービスは1つのサービスとして受給できますか。

介護予防サービスは、対象となりません。

Q. 18 複数の施設を運営している場合、施設単位で支給を受けられますか。

施設単位の支給となります。例えば、1法人が病院と介護老人福祉施設を運営している場合、どちらも支給を受けられます。

また、法人で複数施設をまとめて申請される場合は電子メールによる一括申請も可能ですので、コールセンターまでお問い合わせください。

Q. 19 同じ建物内で、複数の施設を運営している場合は、施設単位で支給を受けられますか。1施設のみしか支給対象とならないでしょうか。

同一の住所において複数の指定を受け運営している施設についてはそれぞれの区分で支給可能としますが、経理が明確に区別されており、それぞれで物価高騰影響額の算出が可能であることが条件です。

Q. 20 施術所について、はり、きゅう、あんま又は柔道整復の施術に関し、複数の届出を行っている場合は、届出施術所ごとに申請できますか。

同一の住所において、同一の管理者が複数の開設届を行っている場合は、原則として1施設として取扱いますので、区分経理している場合は、それぞれの経費を合算し、開設届に記載したいずれかの施設名で申請してください。

ただし、異なる管理者が開設したもので、経理が明確に区別されており、それぞれで物価高騰影響額の算出が可能である場合は、別々に申請してください。

Q. 21 病床加算・定員加算の対象となる施設は何がありますか。

病床加算・定員加算の対象となる施設については、以下の区分に該当する施設のみとなります。

【医療施設等】

- ・ 病院
- ・ 有床診療所

※原則として、直近の病床機能報告に基づく報告病床数（稼働病床）を対象とします。

【児童養護施設等】

- ・ 児童養護施設
- ・ 児童心理治療施設
- ・ 乳児院

- ・地域小規模児童養護施設
- ・ファミリーホーム
- ・自立援助ホーム

【障害福祉施設等】

- ・施設入所支援
- ・共同生活援助
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設
- ・短期入所（専用床のみ）
- ・救護施設

【高齢者施設等】

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・介護療養型医療施設
- ・短期入所生活介護（専用床のみ）
- ・短期入所療養介護（専用床のみ）
- ・特定施設入居者生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム

Q. 2 2 空床利用型ショートステイは、対象となりますか。

空床利用型ショートステイは、本体施設と経理が明確に分かれており、それぞれ運営費増加額が算出できるのであれば、基本額を上限に支給となります。

3. 申請方法について

Q. 23 申請の受付期間はいつまでか。また支援金の支給はいつですか。

申請の受付期間は、令和5年1月5日(木)～2月3日(金)としています。支援金の支給は審査を終えたものから1月以降順次行います。ただし、申請書に不備があり修正に時間を要した場合は、遅れる可能性があります。

審査から支払いまで概ね1か月程度かかりますので、ご了承ください。

Q. 24 申請方法はどのような方法がいいですか。

申請は電子申請又は郵送に限ります（持参不可）。

○電子申請での申請の場合

【電子申請 URL】

https://s-kantan.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=28327

申請者は、上記 URL にアクセスし、「[利用者登録せずに申し込む方はこちら](#)」よりログインし、申請を行ってください。

※申請期限 2月3日（金） 23：59

○郵送での申請の場合

【提出先】〒700-8570

岡山県岡山市北区内山下2-5-7 丸の内会館1階

岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援センター あて

※2月3日（金）の消印有効

○問い合わせ先（コールセンター）

<電話番号>086-226-7865

<受付時間>午前9時～午後5時（平日12:00～13:00、土日祝を除く）

<Eメール>bukkakoutou@pref.okayama.lg.jp

Q. 25 申請書類には何が必要ですか。

以下の2種類の書類をご準備ください。

- ①医療・福祉施設等物価高騰対策支援金申請書兼請求書（様式第1号）
- ②振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し
 - ※預金通帳の写し：通帳表紙と通帳の2ページ目（カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分）の写し
 - ※ゆうちょ銀行の場合は、通帳の3ページ目（店名・店番、口座番号）の写しも添付してください。
 - ※電子メールでの提出の場合は、PDFファイル又は写真データにより提出。

Q. 26 申請書類はどこで入手できますか。

県ホームページで公開しています。ホームページよりダウンロードしてください。

ホーム>組織で探す>保健福祉部>保健福祉課>医療・福祉施設等物価高騰対策支援金について

Q. 27 施設運営費増加額の実績比較のための証拠書類の提出は必要ですか。

提出の必要はありません。

ただし、施設運営費増加額を計算したメモや電気代の領収書などの申請に係る証拠書類は、支援金の支給年度の翌年から起算して5年間（令和9年度末まで）保存しておいてください。必要が生じた場合、提出をお願いすることがあります。

Q. 28 支援金振込口座が当座預金口座のため、通帳がない場合の添付書類は。

「口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座のカナ名義」が分かるもので、金融機関が発行する当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳の写し等を提出してください。

Q. 29 申請書類の到着確認や審査状況、支援金の支給日等が知りたいです。

個別の進捗状況をお答えすることはできません。申請内容に不備がある場合は、事務局から申請書に記載された連絡先にご連絡いたします。

目安として、審査から支払いまで概ね1か月程度かかりますので、ご了承ください。

4. その他

Q. 30 電子申請はどのようなブラウザで利用できますか。

次のブラウザを推奨します。

- Microsoft Edge (Chromium 版)

(※) 動作検証は Windows10 で行っています。

(※) Internet Explorer11 は令和 4 年 6 月 16 日のサポート終了に伴い、推奨外としています。

(一部バージョンについてはサポートが継続されていますが、本サービスでは推奨外とします。詳細につきましては、マイクロソフト社のホームページをご確認ください。)

(※) 推奨環境ではありませんが、以下の環境でもご利用いただけます。

<Windows パソコン>

Google Chrome (バージョン 70 以降)

<Mac パソコン>

Safari (バージョン 11 以降)

Google Chrome (バージョン 70 以降)

(※) 以下のブラウザについては、全ての機能の動作保証はしていません。

Firefox、Opera